

2024/12/1

## 入院期間が 180 日を超える入院に関する基準

当院では、入院期間が 180 日を超えた日より以下の金額が患者様の負担となります

(一般入院) 10 対 1                      2,160 円

(一般入院) 特定入院料                      1,560 円

ただし、患者様の状態によっては、選定療養の対象外となる場合がございますので、詳しくは、窓口にてお尋ねください

医療法人社団 康心会  
茅ヶ崎中央病院